



三重県公報

令和4年6月10日（金）

第 318 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
344	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	2
345	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
346	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
347	同伴	(同)	3
348	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	3
349	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	5
350	同伴	(同)	5
351	同伴	(同)	6
352	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
353	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
354	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	7
監 査 委 員 告 示			
1	包括外部監査人の監査の事務の補助	(監 査 委 員)	8
公 安 委 告 示			
13	警備員等検定の実施	(公 安 委 員 会)	8
公 告			
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10
共 済 組 合 公 告			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく令和3年度決算の要旨	(市 町 行 財 政 課)	11
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	14
正 誤			
	令和4年5月27日付け三重県公報第314号	(地 域 福 祉 課)	14

告 示

三重県告示第 344 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 6 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービス の 種 類
2470206133	訪問介護ステーション からふるサポート 日永	三重県四日市市大字日永 字明德谷 5450 番 40	日本ライフケアソリュー ーションズ株式会社	令和 4 年 6 月 1 日	訪問介護
2470401023	サクラサクラ	三重県亀山市川合町 103 番 地	あんしん介護株式会社	令和 4 年 6 月 1 日	訪問介護
2470506391	ヘルパーステーション えもん	三重県津市雲出本郷町 1504-15	株式会社幸歩	令和 4 年 6 月 1 日	訪問介護
2470704129	訪問介護事業所スマイル サン	三重県松阪市垣鼻町 746 イ ルコリースⅡ 105 号室	株式会社スマイル	令和 4 年 6 月 1 日	訪問介護
2471201455	はんどいんはんど	三重県伊賀市伊勢路 6 番地 の 1	合同会社ジョイアスラ イフ	令和 4 年 6 月 1 日	訪問介護
2471301511	訪問介護事業所 笑夢	三重県名張市東町 1827 番 地 5 マルトマンション 402 号	合同会社笑夢	令和 4 年 6 月 1 日	訪問介護
2471400842	訪問介護 A I D C A R E	三重県いなべ市員弁町東 一色 939 番地 2	株式会社 A I D C A R E	令和 4 年 6 月 1 日	訪問介護
2460290592	あるふぁ訪問看護 S T	三重県四日市市楠町南五 味塚 160 番地 4	株式会社 A l f a m	令和 4 年 6 月 1 日	訪問看護
2460390285	訪問看護リハビリステー ションダリア	三重県鈴鹿市大池 3 丁目 11-9 ベーシック中日 1401	株式会社 W e l l n e s s T i m e	令和 4 年 6 月 1 日	訪問看護
2470506383	デイサービス ゴールド エイジー身田	三重県津市一身田中野 268 番 1	ゴールドエイジ株式会 社	令和 4 年 6 月 1 日	通所介護
2472200795	デイサービス ゴールド エイジ川越	三重県三重郡川越町大字 高松字川原 99 番地 1	ゴールドエイジ株式会 社	令和 4 年 6 月 1 日	通所介護
2472801790	デイサービスとこわか庭 園	三重県度会郡度会町大野 木字朽ノ木 1749 番地 1	株式会社プロフィット	令和 4 年 6 月 1 日	通所介護

三重県告示第 345 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 6 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービス の 種 類
2460290592	あるふぁ訪問看護 S T	三重県四日市市楠町南五 味塚 160 番地 4	株式会社 A l f a m	令和 4 年 6 月 1 日	介護予防 訪問看護
2460390285	訪問看護リハビリステー ションダリア	三重県鈴鹿市大池 3 丁目 11-9 ベーシック中日 1401	株式会社 W e l l n e s s T i m e	令和 4 年 6 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 346 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和4年6月10日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成13年6月22日 第1号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事組合長 水谷 隆	三重県津市一色町211番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
寺西 泰祐	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022599
今村 仁哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022600
伊藤 徳将	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022601

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
草深 豊	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2412014
長谷川 浩司	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2415020

三重県告示第347号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和4年6月10日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成15年6月18日 第17号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 門脇 孝	三重県四日市市鶴の森一丁目5番19号

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
出口 貴紀	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022602
井口 晶平	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022603
石田 怜	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K242022604

(2) 農産物検査員の検査を行う農産物の種類の変更

氏名	農産物の種類	証明書番号
渡辺 孝裕	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2429063
児玉 正貴	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2429338

三重県告示第348号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和4年6月10日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
伊藤 浩明	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2413069
林 裕人	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415072
椋本 勝	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2415340
金丸 元樹	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416074
西村 浩明	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416075
練木 昌弘	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416076
服部 浩樹	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416077
山際 祐士	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416078
小川 淳	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416079
鈴木 孝司	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417080
大井 弘人	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417081
山田 修史	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417082
中村 和樹	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417083
益川 克彦	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417084
藤村 竜也	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417085
米田 清人	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417086
広田 泰秀	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2418087
清水 由雄	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2419088
益川 立誠	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242009480
櫻井 浩	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2422091
浅野 茂樹	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422092
石田 陽平	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423093
鈴木 信文	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2423341
片岡 智	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2424095
前田 広和	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2424096
古市 智	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425098
長谷川 清	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2426099
藤田 拓也	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2426342
古市 素行	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427006
三谷 裕司	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427007
谷口 昌志	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427008
上村 一真	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429102
谷口 俊樹	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429103

蒔田 直人	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2429343
村嶋 峻介	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429344
中村 佳史	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2417345
小川 宏太	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K242018481
鈴木 秀征	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K242019523
坂枝 慎仁	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K242019524
渥美 浩明	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022590
酒井 美葵	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022591

7 登録の更新日

令和4年6月2日

三重県告示第349号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出（変更の届出）に対して同法第8条第2項の規定により提出があった意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年6月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

AOKI 四日市生桑店・三洋堂書店四日市生桑店
四日市市生桑町字榎下201番1ほか4筆

2 意見を有する者から述べられた意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 図面番号P-4の従業員用駐車場の場所が、来店客がよく駐車している場所であるため、普段の利用の少ないAOKI 四日市生桑店の一番右側の駐車スペースを従業員用駐車場とすること。

イ 駐車場内の白線が消えている場所があるため、白線を引き直すこと。

ウ 駐車場出入口「あ」が狭いため、広げること。

出入口「あ」の左側駐車場は利用者がいないため、無くすこと。

出入口「あ」付近に歩道の場所に縁石、右と左側の縁石を無くし広げること。

(2) その他の事項

三洋堂書店の店舗の出入口付近が狭いため、広げること。

出入口付近がすぐに駐車スペースのため、位置を変更すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年6月10日から同年7月11日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から提出された意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年6月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス小黒田店
松阪市小黒田町西沖234ほか

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執ること。

(2) 騒音の発生に係る事項

計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。

(3) その他の事項

ア 店舗出入口や駐車場等が青少年の溜り場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所に設置する等、犯罪抑制に係る措置を行うこと。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。

イ 近隣住民等から公害に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。

ウ 松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）及び三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）に基づいた届出等が必要であるため、必要な手続きを行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 6 月 10 日から同年 7 月 11 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 351 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三洋堂書店桑名店

桑名市大字東方字福島前 764 番地

2 桑名市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 6 月 10 日から同年 7 月 11 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 352 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 368 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町朝柄字恵下 3127 番 2 地先から 多気郡多気町朝柄字恵下 3001 番 1 地先まで	旧	8.5～12.8	328.3
	新	10.8～14.4	328.3

第 2

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 館町通線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市楠部町字上村乙 103 番 6 地先から 伊勢市楠部町字北村 1748 番地先まで	旧	4.3～9.9	423.6
	新	11.3～15.8	423.6

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 磯部大王線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
志摩市大王町波切字砦 3342 番 2 地先から 志摩市大王町波切字砦 3341 番 1 地先まで	旧	13.0～26.0	33.0
	新	10.0～15.0	33.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長尾板屋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町赤木字高ツルマ 721 番 1 地先から 熊野市紀和町赤木字タピラコ 780 番 1 地先まで	旧	4.5～14.2	494.0
	新	6.3～43.6	494.0

三重県告示第 353 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 鳥羽松阪線	伊勢市楠部町字乃木乙 51 番 2 地先から 伊勢市楠部町字乃木乙 78 番 2 地先まで	令和 4 年 6 月 10 日
県道 館町通線	伊勢市楠部町字上村乙 103 番 6 地先から 伊勢市楠部町字上村乙 106 番 2 地先まで	令和 4 年 6 月 10 日
県道 赤目滝線	名張市赤目町長坂字岩林 253 番 1 地先内	令和 4 年 6 月 10 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町大原字西垣内 376 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町大原字中井垣内 272 番 1 地先まで	令和 4 年 6 月 10 日

三重県告示第 354 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
一般国道	365 号	四日市市上海老町字東大沢 1648 番 376 地先から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 256 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和4年6月10日

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき、包括外部監査人が監査の事務を補助させることができる者について、令和4年5月30日に、次のとおり協議が調いました。

令和4年6月10日

三重県監査委員	伊 藤 隆
三重県監査委員	東 豊
三重県監査委員	廣 耕太郎
三重県監査委員	内 田 典夫

当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査事務を補助できる期間

氏 名	住 所	補助できる期間
今 西 孝 彰	三重県津市半田 152 番地	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
大 谷 久 美	三重県松阪市大黒田町 1521 番地 26	
小 川 友 香	三重県津市新町 1 丁目 5 番 34 号グランステーション津新町 306 号室	
内 山 隆 夫	三重県四日市市大字東阿倉川 682 番地 9	
山 崎 智 博	三重県三重郡菰野町大字菰野 2425 番地 15	
滝 澤 多佳子	三重県津市柳山津興 600 番地 5	
加 藤 恭 子	三重県松阪市御殿山町 902 番地	
川 岸 弘 樹	愛知県名古屋市中瑞穂区新開町 6 番 12 号	

公安委告示

三重県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）第7条の規定により告示します。

令和4年6月10日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第1条第2号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第4号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る1級及び2級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の1級及び2級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
-------	------	------

施設警備業務 1 級	令和 4 年 9 月 14 日（水）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	計 15 人
施設警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級	令和 4 年 9 月 14 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	計 15 人
交通誘導警備業務 2 級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
施設警備業務 1 級	令和 4 年 10 月 27 日（木）午前 9 時 15 分から正午まで
施設警備業務 2 級	令和 4 年 10 月 27 日（木）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
交通誘導警備業務 1 級	令和 4 年 10 月 20 日（木）午前 9 時 15 分から正午まで
交通誘導警備業務 2 級	令和 4 年 10 月 20 日（木）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級及び交通誘導警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級及び交通誘導警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して 2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第 9 条第 1 項に規定する別記様式第 1 号） 1 通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

エ 規則第 4 条に規定する 1 級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2 級検定の合格証明書（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。）の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各 1 通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
施設警備業務 1 級	令和 4 年 8 月 16 日（火）から同月 19 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
施設警備業務 2 級	
交通誘導警備業務 1 級	
交通誘導警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の 15 分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
施設警備業務 1 級	16,000 円
施設警備業務 2 級	16,000 円
交通誘導警備業務 1 級	14,000 円
交通誘導警備業務 2 級	14,000 円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

(3) 原則、受検する本人が申請してください。

代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。

(4) 実施場所ではマスクを着用してください。

(5) 実施場所の受付で検温を行い、体温が 37 度 5 分以上の場合は受検を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。

(6) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務係（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 6 月 10 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 5月31日	員弁郡東員町大字大木字大鳥居前2015-1ほか2筆及び字六把野3967ほか2筆並びに大字八幡新田字前供150-6の一部	員弁郡東員町城山2丁目22-10 くすのき不動産 代表 安 海 賢 二
令和4年 6月1日	いなべ市大安町石樽東字西大野2812-1ほか2筆ほか	四日市市波木町1097-10 株式会社グリーンピアチトセ 代表取締役 内 山 陽 子

共 済 組 合 公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告します。

令和4年6月10日

三重県市町村職員共済組合理事長 加 藤 隆

損益計算書の要旨 (単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (サニヘルラ志摩)	貯金	貸付	物資
負担金	6,643,808	17,689,869	924,620	125,765			239,908	194,365				
掛金	6,714,644	11,256,775	924,610					189,265				
施設収入・商品売上									19,224			1,036,395
利息及び配当金	92				1	20,147	54	123	218	575,769	32	
その他の収入	784,532						96,042	91	72	1,420	13,459	17,015
他経理から繰入							45,231					
前年度支払準備金	828,854											
計	14,971,930	28,946,644	1,849,230	125,765	1	20,147	381,235	383,844	19,514	577,189	13,491	1,053,410
給付	5,991,613											
役職員給与							135,673	19,764		4,006	15,382	11,132
旅費・事務費							17,251	802	10	1,434	456	1,968
商品仕入												1,012,393
飲食材料費												
委託費							9,601	6,856		85	1,419	1,855
支払利息					1	20,147				542,099		779
前期高齢者納付金	3,164,706											
後期高齢者支援金	2,803,509											
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	86											
介護納付金	1,474,578											
連合会払込金	783,438	28,946,644	1,849,230	125,765			114,284	5,073				
他経理へ繰入	45,231											
その他の支出	6,778						54,361	385,811	54,532	2,184	4,886	19,479
次年度支払準備金	891,041											
計	15,160,980	28,946,644	1,849,230	125,765	1	20,147	331,170	418,306	54,542	549,808	22,143	1,047,606
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△189,050						50,065	△34,462	△35,028	27,381	△8,652	5,804

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (サンベールラ志摩)	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	3,939,425	1,746,918	117,149	804		375,057	652,905	1,052,921	497,487	4,996,092	249,850	248,960
	固定資産						16,868,504	20,404		945,654	50,822,842	976,413	
	繰延資産												
資産合計		3,939,425	1,746,918	117,149	804		17,243,561	673,309	1,052,921	1,443,141	55,818,934	1,226,263	248,960
負 債	流動負債	641,954	1,746,918	117,149	804			13,497	34,627	1,024	54,512,540	212	14,733
	固定負債	891,041					17,243,561	175,812	25,267		668	26,890	128,488
	負債合計	1,532,995	1,746,918	117,149	804		17,243,561	189,309	59,894	1,024	54,513,208	27,102	143,221
資 本	資本剰余金									1,554,107			
	利益剰余金又は 欠損金(△)	2,406,430						484,000	993,027	△111,990	1,305,726	1,199,161	105,739
	資本合計	2,406,430						484,000	993,027	1,442,117	1,305,726	1,199,161	105,739
負債・資本合計		3,939,425	1,746,918	117,149	804	0	17,243,561	673,309	1,052,921	1,443,141	55,818,934	1,226,263	248,960

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年6月10日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 次期OSS、軽自動車OSS導入に伴う総合税システム仕様変更業務委託契約 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和4年5月13日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市羽所町 700 番地
富士通 J a p a n 株式会社三重支社 支社長 渡邊 真司 |
| 5 | 契 約 金 額 | 72,090,920 円（うち消費税及び地方消費税 6,553,720 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

正 誤

令和4年5月27日付け三重県公報第314号に登載しました、目次中

ページ 行

1 23 から 25 まで

誤

- 308 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住拮抗した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出

正

- 308 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
